

# ミニ広報紙活動推進要領の制定について

(昭和63年6月3日岩外勤発第322号警察本部長)

〔沿革〕 平成7年3月岩生安発第34号、岩警務発第22号改正

各 所 属 長

交番、駐在所勤務員等が発行しているミニ広報紙は、警察と地域住民とを結ぶパイプとして重要な役割を果たしており、同広報紙は地域住民に親しまれ地域警察の主要な施策の一つとして定着化しつつあるが、その取組みに相当な格差がみられる等から、この度別添のとおり「ミニ広報紙活動推進要領」を制定したから周知徹底の上効果的な推進に努められたい。

## 別 添

### ミニ広報紙活動推進要領

#### 1 目的

この要領は、住民との触れ合いを深める上で大きな役割を果たしている交番・駐在所のミニ広報紙について内容の充実と発行の促進等ミニ広報紙活動の向上を図ることを目的とする。

#### 2 推進要領

##### (1) ミニ広報紙の発行

交番（署所在地を含む。以下同じ。）及び駐在所は、ミニ広報紙を定期的に発行するように努めること。

また、署地域課、警ら用無線自動車等においても必要により発行するように努めること。

##### (2) 素材の収集

地域警察官は、諸活動を通じて管内又は所管区内における事件、事故等の発生の実態や、住民の意見、要望等に沿い、かつ、広報するタイミングにも配慮した広報紙素材の収集に努めること。

##### (3) ミニ広報紙の内容

ミニ広報紙の内容は、広報紙の性格から、一般的な内容に終始することなく、地域における身近な出来事や住民の意見、要望等をも取り上げる等、より住民に親しみのある内容となるよう努めること。

##### (4) 作成の分担等

ミニ広報紙作成に当たっては、時間の効果的配分を考慮するとともに、作成者を輪番制にするあるいは素材の収集、構成、執筆等について分担制にする等、勤務員相互の連携に配慮すること。

##### (5) 事前点検

署長は、ミニ広報紙作成者の創意工夫に配慮しつつ、記述は妥当か、内容が地域実態に即し、かつ、タイミングのよいものになっているか、誤字、脱字等はないか等について、事前点検を行うとともに、不適切な部分についての指導を徹底すること。

##### (6) 配布方法

ミニ広報紙の配布方法は、管内の地理的条件や広報紙の内容等により、発行者が直接配布する方法、回覧する方法、役場、病院等要点へ備え付ける方法等のうちで最も効果が期待でき、かつ、容易な方法に配慮すること。

##### (7) 講習会の開催等

署長は、交番等勤務員のミニ広報紙活動に対する意識の高揚を図るとともに、講習会、技術研究会の開催等により、作成技術の向上のための指導教養に努めること。

##### (8) 発行実態の掌握と未発行要因の分析等

署長は、ミニ広報紙の発行状況について管内交番、駐在所から定期的に報告を求め

る等その実態掌握に努め、未発行又は低調な交番等については、その要因を具体的に把握分析し、個々の要因の解消に努めるとともに、継続的、かつ、きめ細かい指導教養を実施すること。

(9) 適正な評価

署長は、署内ミニ広報紙コンクールを実施して、優秀者を賞揚するなどのほか、効果的な広報紙活動事例の把握、広報紙作成・活動上の創意工夫等ミニ広報紙活動全般に対する適正な評価に努めること。

3 報告

ミニ広報紙発行状況については、別添の様式に所要事項を記載の上、これにミニ広報紙を添付して発行翌月10日までに生活安全部地域課長宛報告すること。

